

医第 1207 号
令和 5 年 5 月 8 日

各保健所設置市衛生主管部（局）長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
（公 印 省 略）

「オンライン診察の適切な実施に関する指針」に関する Q & A について」
の改訂について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

標記のことについて、令和 5 年 3 月 30 日付け医政医発 0330 第 1 号で、厚生労働省医政局医事課長より通知がありました。

つきましては、別添の通知について、貴市所管医療機関に周知くださいますようお願いいたします。

なお、裏面に記載の関係団体等には別途依頼済みであることを申し添えます。

問合せ先
法人指導グループ 本村
電 話 (045)210-1111 内線 4870

通知済み関係団体（各会会員に周知依頼済み）

公益社団法人神奈川県医師会

公益社団法人神奈川県歯科医師会

公益社団法人神奈川県病院協会

一般社団法人神奈川県精神科病院協会

医政医発 0330 第 1 号
令和 5 年 3 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関するQ&Aについて」
の改訂について

「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関するQ&A」について、今般、別添のとおり改訂したので、貴職におかれてはこれを御了知の上、貴管下保健所設置市（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対する周知徹底をお願いする。

医政発 0330 第 4 号
令和 5 年 3 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の改訂について

オンライン診療については、これまで「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成 9 年 12 月 24 日付け健政発第 1075 号厚生省健康政策局長通知）において、その基本的な考え方や医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 20 条等との関係から留意すべき事項を示すとともに、その後の当該通知の二度に渡る改正と「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成 29 年 7 月 14 日付け医政発 0714 第 4 号厚生労働省医政局長通知）において、その基本的な考え方等の明確化を図ってきた。また、オンライン診療の適切な普及のためには、その医療上の必要性、安全性、有効性等を担保する必要がある、オンライン診療を行うに当たり必要なルールについて、「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の策定について」（平成 30 年 3 月 30 日付け医政発 0330 第 46 号厚生労働省医政局長通知。以下「指針」という。）によりお示したところである。

さらに、オンライン診療の普及、技術革新等の状況を踏まえ、定期的に指針の内容の見直しを行う必要があることから、令和元年 7 月及び令和 4 年 1 月に指針の改訂を行った。

今般のオンライン診療の実施状況等を踏まえ、別紙のとおり指針を改訂したので、貴職におかれてはこれを御了知の上、貴管下保健所設置市（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対する周知徹底をお願いする。